

みどり通信

第178号 2010. 7. 6

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 一倉 定 経営心得	P8
● 税務	P4	● FX2活用事例	P9
● 損害保険	P5	● これからの研修	P10
● 生命保険	P6	● あとがき	P10
● 社会保険	P7	● 営業カレンダー	P11



山口所長53歳のHappy Birthday スタッフより愛を込めて

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

7月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。

次の内容は、6月23日のホームページ掲載のものからです。

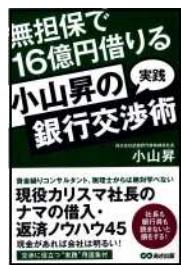
『伝えるということの必要性…』

ベストセラーとなりつつある株式会社武蔵野の小山社長の著書「無担保で16億円借りる小山昇の実践銀行交渉術」の24・25ページに、武蔵野が定めている“資金運用に関する方針”が書かれていました。

なるほどという内容で、中小企業にとっても当てはまる事柄ですので紹介いたします。

1. 金融機関が長期資金を貸し出す時に、一番見ているのは会社の姿勢（社長の姿勢）なので、事業年度計画によって定期的に報告を行い、全面的にご協力をお願いする。
2. 月次決算は翌月1日とし、課長職以上が部門長会で共有し、透明度をアップする。
3. 財務体制を充実して長期的に実質無借金経営を目指す。
4. 無駄な資産を持たず、総資産を圧縮する。
5. 意図してバランスシートの科目の数字を変える。資産の部はより上位科目へ。負債の部はより下位科目へ重点を移すよう地道な努力を続ける。

6. 売上は増やすが、売掛金と在庫は増やさない。
7. 困った時の銀行頼りはしない。その事業を止める。
8. 借入金の総額を6億円以下にする。
9. 設備投資は、お客様が増加する事と、仕事が改善出来る事とする。
10. 資金調達にあたっては、よく研究し、より長期的安定資金をもって行うよう努力する。
11. 固定預金は、内部留保と同額とする。満期時に一旦普通預金に戻し、再度定期預金を行う。短期借入金は、固定預金以内とし、借り替えと季節資金、納税資金の借り入れに務める。
12. 支払手形の発行は行わない。手形を発行するような事業はやめる。
13. 赤字の翌年、目標以上に利益の出た翌年は設備投資を行わない（法人税と予定納税に多額の資金を要する）。
14. 銀行訪問は3パターンで訪問する。



小山社長は、「どこも貸してくれなくなったら、その事業はやめる。」と決めていると、その著書の中で述べています。

さらに、「貸してくれなくても銀行を恨まない。」むしろ「自社を変えるチャンス」と建設的に考えるそうです。

貸してくれなかつたらギヤを入れ替えたり、ブレーキを踏んだりして、現状路線でいく。だから「武藏野」は生き残ることができたとも。

2. 3日前、東京の金融コンサルタントの方と2時間ほど話をする機会がありました。その際、そのコンサルタントは、次のような事柄を話してくれたのが印象的であ

りました。

「融資をした銀行は融資先企業の情報を取りに行っていない。融資を受けた企業も銀行に情報を公開していない」と。

要は、正しく情報が伝わっていないことが金融についてのトラブルが発生する原因だとも。

今まででは、銀行側の人員も余裕があって、景気はどうですかといいながら企業を訪問しいろいろな情報を収集していたのですが、今ではそれが業務効率化等の影響で人員も精一杯減らしているため、なかなかできないのが現状。であれば、企業側から今まで以上に積極的に出向き現状の説明と今やろうとしている課題や社長の経営に対する姿勢・目標を熱く語ることによって、理解していただけなければならないというものです。

ぜひ、小山社長の言うところの、「銀行を自社のチェック期間として活用」したいものですね。それと、上記を参考に自社の「資金運用に関する方針」を作成することが、今後生き残る企業の条件のようですね。

当事務所もこれらについて積極的にサポートさせていただく所存です。

税理士 山 口 昇



小規模企業共済法の改正について

改正小規模企業共済法が4月21日に公布されておりましたが、このたび、平成23年1月1日から施行になることが中小企業庁より公表されました。

小規模企業共済制度とは、個人事業主や小規模企業の役員の方が掛金を積み立て、退職や廃業に備えるための、いわゆる「経営者のための退職金制度」を言います。

この共済制度は、小規模企業共済法が根拠法となっている国の制度ですので、その支払った掛金について、確定申告による所得税の計算の際に、**小規模企業共済等掛金控除**という所得控除額になります。したがって、**掛金の負担額に応じて所得税額が軽減**される効果があります。

また、退職・廃業時に受け取る一時金は退職金扱いとなり退職所得として認識しますので、**受取時にも所得税が軽減**される効果があります。

今回の法改正により、以前は、個人事業の場合には個人事業主本人しか共済制度に加入できないこととされていましたが、改正後からは、個人事業者本人だけでなく、**その妻や後継者となる子**について「共同経営者」と位置づけ、**加入範囲に加えることになりました**。

◇改正省令案では、

- ・加入範囲の追加は個人1人につき2人を超えないものとする。(上限2人)
- ・**個人事業主が小規模企業者**であることを証する書類が必要(既に加入済の小規模企業共済の契約申込書や、確定申告書の控、開業届の控など)
- ・**その妻や子などが、事業経営に必要な資金の負担をしている**ことを証する書類が必要(連帯保証契約書など)
- ・**その妻や子などが、給与・賞与など対価を受けている**ことを証する書類が必要(源泉徴収票など)
- ・申込者が、**中小企業退職金共済制度(中退共)の被共済者でない**ことを誓約する書面を提出(→中退共の加入者は、小規模企業共済制度に加入出来ないとされているため、重複して加入することを防止)とされています。

詳細につきましては、施行後の追加加入の際に、皆様の状況にあわせて個別にお問い合わせを承りますので、遠慮無く各担当スタッフまでご相談下さい。

<西丸 保幸>

損害保険

企業向け賠償責任保険

賠償責任保険とは、被保険者が「一定の事由」により他人に損害を与えたため（他人の身体障害、他人の財物損壊が生じた場合に限定）、法律上の損害賠償責任を負担することにより被害者が被る損害を填補する保険です。企業における賠償責任保険についていくつかご紹介させていただきます。

請負業者賠償責任保険

●契約対象

ビル建設、土木工事、建築工事、清掃作業、機械据付工事などの請負業者

●填補する損害

- 業務遂行に起因する損害
- 業務遂行のために所有・使用・管理する施設の欠陥・管理不備に起因する損害

【例】建築現場で誤って鉄骨を落とし、通行人にケガをさせた。

生産物賠償責任保険

●契約対象

飲食店、食料品店、ホテル、各種商品製造販売業者、各種工事請負業者

●填補する損害

- 被保険者の占有を離れた商品・製品に起因する損害
- 被保険者の行った仕事の結果に起因する損害

【例】仕出し弁当屋の販売した弁当によって、お客様が食中毒をおこした。

施設賠償責任保険

●契約対象

映画館、デパート、ホテル、商店、レストラン、遊園地、学校、ボーリング場
体育館、病院などの所有者、管理者または使用者

●填補する損害

- 施設の構造上の欠陥・管理不備に起因する損害
- 施設での生産・販売・サービスなどの業務遂行に起因する損害

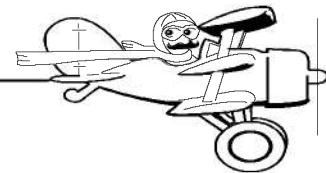
【例】レストランの従業員が運んでいる料理を誤って落とし、お客様の衣服を汚してしまった。

※事故が発生した場合、その事故に対して被保険者が「法律上の賠償責任」を負担することが必要です。

担当 星野

今回のテーマ

保険金の受け取りについて



保険金の受け取り方は一般的に一時金で受け取るというイメージが強いのですが、一時金で受け取る以外にも年金で受け取る方法や組み合わせる方法があります。

今回は保険金の受け取り方についてご紹介いたします。

保険金の受け取りには3つの方法があります。

1

一時金で受け取る場合

医療費の精算・葬儀費用・借入の返済、大学の入学金など、まとまったお金を必要とするときに適しています。

2

年金で受け取る場合

お給料のように毎月受け取れるので、生活設計が立てやすく、金銭感覚がマヒしないというメリットがあります。

3

一時金と年金で受け取る場合

万一のときの家計や生活の実態に応じ①、②、の受け取り方ができる保険を組み合わせて利用することもできます。

個人の保障、法人の保障共に一時金、年金、組み合わせの設計が可能となっております。
保障の目的により受け取り方を考えることも重要となります。

今回紹介した保険の受け取り方について一時金、年金を設定できる保険種類とできない保険種類があります。また、生命保険会社によっても取り扱いが異なっております。保険加入の目的、保障の期間を慎重に検討することが重要です。

具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

<担当:西丸保幸>

算定基礎届（定時決定）

被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、全ての被保険者の標準月額について毎年1回決まった時期に見直しを行い、実際にあった標準報酬月額の決定をすることになっています。これを定時決定といい、この届出を算定基礎届といいます。

算定基礎届は、4、5、6月に実際に支払われた給与を対象にして、7月に提出していただくことになります。

◎ 定時決定(算定基礎届)の基礎となる月と決定対象月

- ① 4、5、6月に支払われる報酬月額を届出書に記入
- ② 7月1日～10日(平成22年は7月12日)までに日本年金機構センターへ郵送で提出
- ③ 新しい標準報酬月額は9月から翌年8月または随時改定まで使用

◎ 提出の対象

対象は、7月1日現在の全被保険者です。ただし、6月1日以降に被保険者となった人は除かれます。

◎ 提出の内容

4月、5月、6月に実際支払われた報酬(税金等前の総支給額-残業、通勤、皆勤手当などを含む)、支払基礎日数および報酬の平均月額等です。その平均月額により標準月額(ニ等級)が決定されることになります。

なお、支払基礎日数が17日未満の月は、平均月額の計算から除くことになります。

※ 3月間に受けた報酬とは

4月、5月、6月の3月間に現実に受けた報酬を言います。3月分の報酬が4月に支払われたような場合でも、現実に4月に受けた報酬に基づきます。4月分、5月分、6月分の報酬という意味ではないので注意してください

◎ 報酬の支払基礎日数の取り扱い

- ① 月給者については、各月の暦日数になります。
- ② 月給制で欠勤日数に応じ給与が差し引かれる場合に当たっては、就業規則、給与規定に基づき定めた日数から当該欠勤日数を控除した日数になります。
- ③ 日給者については、各月の出勤日数になります。

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせ下さい。



一倉定の経営心得シリーズ

その一〇

市場を多角化することは、どのような会社にとつても優れた企業構造の一つの型である。

どんな業界にも、斜陽化の危険は必ずある。

永久に成長し続ける業界はないのだ。もしも業界それが自体が斜陽化してしまえば、いくらその中で頑張ってもダメである。業界としての時期的な消長があり、業界固有の季節変動もある。

一つの業界に棲みついでいたら、それらの影響を一〇〇%受けてしまう。まともにこの打撃をうけたら、つぶれないまでも、大幅な業績低下や季節変動による定期的な業績低下を来すのである。この危険をさけるためには、二つ以上の業界にまたがることである。：

「多角化」とは、棲みつく業界を多角化していくことである。「内部、つまり技術は専門化し、外部、つまり市場を多角化する」ということは、どのような会社にとつても、優れた企業構造の一つの型である。

FX2で

更に経理業務の合理化を図りませんか？

今年6月にFX2. NET版(ドットネット)が提供されました。
レベルアップした支払管理機能をご紹介いたします。

事前に仕入先
の約定や支払
サイト、借入金、
定期的取引を
登録します。

① フルメニュー

新しくなったFX2では
フルメニューが行う処
理によってタブ毎に分
かれています。
メニューが探しやすくな
りました。

② 事前準備

③ 伝票入力

④ 支払予定カレンダー

⑤ 出納承認

⑥ 支払仕訳の自動計上

管理者が確認し出納承認を行います。
承認する場合は「承認」にレをつけ「F4確認
終了」をクリックします。

出納承認処理を終えた後、約定日に基づき自
動的に支払仕訳がFX2に計上されます。

⑥が今回のレベルアップ内容です。新しくなったFX2を利用し、社内の経理業務の合理化を図
ると共に内部牽制を強化しましょう！またFX2. NET版では他機能においてもレベルアップ
しました。更なる経理業務の合理化と業績管理に役立つツールとしてFX2. NET版をご利用
ください。

これからの研修

ツキと運を身につける成功法・パート3セミナー

講師：西田文郎氏 加茂市産業センター 7月10日（土） 9:00～12:00

将軍の日（経営計画策定セミナー）

会社の経営理念、経営目標、5ヶ年中期計画を1日かけて策定します

当事務所 研修室 7月24日（土） 9:00～18:00

TKC生涯研修（公開セミナー）「お茶一杯から始まった”はとバス”の経営改革」

講師：宮端清次氏 元はとバス 代表取締役

ホテル ニューオーク長岡 8月20日（金） 10:30～12:30



あとがき

今年の3月、中学3年の娘がペットショップで「うさぎ」に一目惚れ。わが家に「うさぎ（名前はマロンです）」がやってきました。

主人やお母さんは、はじめはあまり歓迎していませんでしたが、今では暇をみつけては「マロン」に話しかけたり、頭をなでたりしています。

子どもたちが小さな頃は、子どものかわいらしい仕草や言動に癒されることも多かったのですが、すっかり大きくなつてちょうど思春期、反抗期です。そんなこともあって、家族中が「マロン」に癒しを求め、話を聞いてもらっています。

うさぎは、臭いもなく、シャンプーをする必要ないので、飼うのはとっても楽。

爪切りだけは、まだマロンも私も慣れないのに戦いますが…。

もうすぐ「うさんぽ」デビューの予定です。



吉 村 みゆき

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3					4	5
6	7	8	9	10		
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp